

独立行政法人医薬基盤研究所の役員給与規程の改正について

1. 役員給与規程の改正内容

平成22年度人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正がされたことにより、当研究所においてもこれに準じた役員給与規程の改正を行ったところ。

国の指定職俸給表適用職員に対する、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に伴い、当研究所においても、国と同様に支給割合を改正。

2. 改正の実施時期

平成23年4月1日